

「ふじみ野市総合都市交通体系調査業務委託」仕様書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、ふじみ野市（以下「発注者」という。）が受注者に委託して行う「ふじみ野市総合都市交通体系調査業務委託」に適用するものとする。

(目的)

第2条 平成28年度に策定されたふじみ野市都市交通マスタープラン（以下「交通マスタープラン」という。）においては、「道路ネットワーク」「公共交通ネットワーク」「上福岡駅周辺の交通まちづくり」の3つの視点から、本市が目指す交通体系のあり方や考え方を示している。

平成30年度に策定されたふじみ野市自転車ネットワーク計画（以下「自転車ネットワーク計画」という。）においては、交通マスタープランの「道路ネットワーク」の中に位置づけられており、自転車の利用実態、道路ネットワークの状況などを踏まえたうえでサイクルネットワークの形成を行っている。

これらの計画に基づき、交通政策関連施策が進捗していく中で、令和6年3月に三芳スマートインターチェンジのフル化が完成し、更に国道254号バイパスの延伸、福岡新田地域に大型物流施設の供用等が今後も実施されていくこととなる。このように状況が変化していく中で最新のデータを利用して交通施策の進展、環境変化に伴う実影響を把握し、今後の施策に反映することが求められる。

当初計画策定後の施策進捗、社会情勢の変化に対して、最新データや知見を活用し、本市における現在及び将来見込まれる社会経済情勢等に対応した、最新の計画に更新することを目的とする。

また、公共交通分野においては、令和2年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改定され、地方公共交通政策のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の策定が努力義務となった。そのようなことから、公共交通分野については、地域公共交通計画を策定要件に適合する形で、ふじみ野市地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成する。なお、本業務における「公共交通」は、市内を運行する定時定路線型バス（ふじみ野市市内循環ワゴンを含む）、企業・団体等送迎バス、鉄道、シェアサイクル等とする。

この交通マスタープラン、自転車ネットワーク計画、地域公共交通計画の3つの計画を合わせて「ふじみ野市総合交通計画」と称して、令和8年度から令和10年度までの3か年をかけて1つの計画として取りまとめ、3つの計画を分野ごとに整理する。

なお、各計画の目標年次については、都市交通マスタープラン及び自転車ネットワーク計画が概ね10年後、地域公共交通計画については、概ね5年後を見据えた計画とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、以下のとおりとする。

契約締結日から令和9年3月26日まで

令和8年度の本業務は、国庫補助金を活用した業務であることから単年度発注としており、この業務に続く令和9年度以降の業務については別途発注する。

(対象区域)

第4条 本業務の対象区域は、ふじみ野市全域とし、公共交通に関する事項については、富士見市におけるふじみ野駅周辺も含むものとする。

(通則)

第5条 本業務にあたっては、本仕様書のほか次に例示する関係法令等に基づいて、的確に業務を遂行しなければならない。また、周辺市町の関係計画についても適宜参考にすること。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- (3) 道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）
- (4) 都市計画運用指針第12版（令和4年4月1日）
- (5) 都市計画再生特別措置法（平成14年法律第22条）
- (6) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（令和5年10月）
- (7) 立地適正化計画作成の手引き（令和5年3月改訂版）
- (8) 富士見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（最新版）
- (9) 本市で作成した各種計画書等（最新版）
- (10) 都市構造の評価に関するハンドブック（最新版）

(実施計画)

第6条 受注者は、契約後速やかに業務計画書、業務着手届、工程表、技術管理者等通知書を監督員に提出し承諾を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(資格等)

第7条 過去10年間（平成28年度以降）において、同種又は類似業務として、地域公共交通計画及び立地適正化計画の策定に関する業務並びに道路の交通量を調査する業務のいずれについても、元請けとして請け負った実績を有する者であること。

2 前条に定める技術管理者、現場責任者及び照査技術者は、技術士（建設部門）

都市及び地方計画)又はR C C M (都市計画及び地方計画)の資格保有者でかつ過年度に地域公共交通計画又は立地適正化計画策定業務の実績を有する者とし、資格を証明する写しを提出すること。

(守秘義務及び情報管理)

第8条 受注者は、個人情報保護を適切に行うために、J I S Q 1 5 0 0 1 (プライバシーマーク：個人情報保護に関するマネジメントシステム)の認証を受けているものとする。また、契約締結後に資格証の写しを監督員に提出するものとする。

(工程管理)

第9条 受注者は、業務計画に基づき業務の進捗状況について、適時監督員に報告し、適正な工程管理に努めなければならない。

(責務)

第10条 本業務の過程において、貸与を受けた資料及び知り得た内容、資料並びに成果品は、発注者の許可なく外部に公表若しくは貸与・譲渡等をしてはならない。提供資料について破損紛失等重大な過失を生じた場合は、受注者がその責任を負うものとする。

(疑義)

第11条 本仕様書に明示なき事項又は疑義を生じたときは、監督員と協議の上指示を受けるものとする。

(業務概要)

第12条 本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) ふじみ野市を取り巻く状況の整理 (交通実態調査50箇所を含む)
- (3) 上位・関連計画の整理
- (4) ふじみ野市の交通課題の整理
- (5) 道路ネットワークの検討
- (6) 計画の基本方針、交通体系の目標の検討
- (7) 自転車ネットワーク計画見直しの検討
- (8) アンケート・ヒアリング調査
- (9) 報告書の作成
- (10) 打合せ及び議事録の作成

第 2 章 業務内容

(計画準備)

第 1 3 条 本業務の実施にあたり、業務計画書及び工程管理計画を立案する。

(ふじみ野市を取り巻く状況の整理)

第 1 4 条 交通マスタープランに示されている各種データ(人口、産業動向、土地利用、施設立地状況、市街地整備状況、交通施設整備状況、都市計画道路の現況、交通量、移動状況、公共交通ネットワークの状況等)及び自転車ネットワーク計画に示されている各種データ(自転車利用状況、施設整備・利用状況等)について、最新のデータに更新する。

なお、移動状況等の把握、更新にあたっては、パーソントリップ調査等のデータを活用しながらデータの更新を実施することとする。

地域公共交通計画策定検討のために必要な事項についても留意し、第 2 0 条で定めるアンケート結果を活用するとともに、公共交通の運行状況や利用状況、各公共交通が担っている役割、収支状況等の現状及び想定される将来方向性等を整理する。

道路交通量等の把握にあたっては、道路交通センサス等の最新データを活用するとともに、交通マスタープラン策定時からの変化をモニタリング、比較するため平成 2 7 年度に調査した際の 5 0 地点の交差点交通量、歩行者自転車交通量調査の実施を基本とする。ただし、調査地点については、本市と協議の上、決定することとし、必要に応じて交差点交通量、歩行者自転車交通量調査の調査地点の追加を検討する。

(上位・関連計画の整理)

第 1 5 条 交通マスタープラン及び自転車ネットワーク計画策定以降に公表又は改定された総合振興計画や上位・関連計画における交通に関する課題・基本方針等について必要となる資料やデータの整理を行う。

(ふじみ野市の交通課題の整理)

第 1 6 条 前条における各種データの更新、上位・関連計画における交通課題の整理等を踏まえ、ふじみ野市における現状の交通課題を抽出するとともに、隣接する市町における交通施策や道路整備等の動向について整理する。

また、将来の交通課題を把握するため、概ね 2 0 年後を想定した交通需要の推計を行う。将来交通需要推計の結果に基づき、本市における将来の交通課題の整理を行う。

なお、道路ネットワーク、人口フレーム等の設定は発注者との打ち合わせにて整理する。

(道路ネットワークの検討)

第17条 目指すべき道路ネットワークについては、「令和4年度ふじみ野市道路交通体系整備基本調査業務委託」における第1次優先整備路線の整備方針の検討結果を踏まえるとともに、前条までに整理する本市の交通課題、都市計画道路の整備進捗状況から、整備優先順位の見直しを行う。

優先順位の見直しにあたっては、交通マスタープランで定める道路ネットワーク構築の視点及び考え方を基本に、第14条から第16条までで実施する現状整理、交通課題の整理を踏まえ、第一次優先整備路線、第二次優先整備路線、長期整備路線への振り分けを行うものとする。

(計画の基本方針、交通体系の目標の検討)

第18条 前条までに整理する本市を取り巻く状況、交通の課題から、計画に定める将来の交通体系構築の基本方針及び交通体系の目標の妥当性を検証し、見直し案を検討する。

なお、公共交通ネットワーク及び結節点整備計画等については、今後本市にふさわしいかつ望ましい公共交通のあり方について、安全性、利便性・採算性・実現性等を総合的に勘案し、公共交通サービス提供、まちづくりとの連携、公共交通の運営・運行体制の方針等の観点で定める。

また、計画の達成状況をモニタリング・評価するための評価指標及び目標値を設定する。

(自転車ネットワーク計画見直しの検討)

第19条 平成30年度に公表された自転車ネットワーク計画について、交通マスタープランに位置付ける公共交通ネットワーク及び結節点整備計画の進捗、都市計画道路や自転車ネットワーク路線の整備状況等を踏まえて、自転車関連施策の効果、社会情勢の変化・法制度の見直し状況などを確認し、自転車ネットワーク路線の見直しを実施する。

自転車ネットワーク路線の見直しは、現計画に定める自転車ネットワーク構築の考え方・視点を踏襲し、ネットワーク路線の抽出に係るデータの更新により、「目指すべき自転車ネットワーク」を更新するものとする。

これらの自転車ネットワーク計画の検証結果を踏まえ、ネットワーク計画見直しの素案を作成し、交通マスタープランに反映する。

(アンケート・ヒアリング調査)

第20条 市民・公共交通利用者の利用実態や考え方についてのアンケート調査及び交通事業者等へのヒアリング調査を実施し、施策・計画目標等検討の基礎的データとして整理・分析を行う。

① 市民アンケート

市民を対象に公共交通の利用実態や考え方について調査を実施し、施策・計画目標等検討の基礎的データとして整理・分析を行う。調査に係る企画、調査票の内容提案・用地の調達・印刷、返信封筒の調達・印刷、調査票の封入、郵送配布、回答票の集計・分析、報告書の作成を含む。(3,000世帯へ郵送配布)

【参考】平成27年度のアンケート回収率実績は、31.5%

② 公共交通利用者アンケート

公共交通利用者を対象に、利用実態や考え方について調査を実施し、施策・計画目標等検討の基礎的データとして整理・分析を行う。調査に係る企画、調査票の内容提案・用地の調達・印刷、返信封筒の調達・印刷、調査票の封入、回答票の集計・分析、報告書の作成を含む(2,000部)

ア) 鉄道駅：上福岡駅、ふじみ野駅における配布

イ) バス：主要停留所において配布

③ 交通事業者及び有識者等ヒアリング

各公共交通事業者及び有識者、各関係市町等、市関係課にヒアリング調査を行い、地域公共交通の留意すべき点等を把握する。

(報告書の作成)

第21条 報告書の作成は、数値の根拠など計画書に記載されなかった検討過程等についても記載するものとし、計画書記載内容について、検討経緯も含めて明確となるよう心がけ作成するものとする。

(打合せ及び議事録の作成)

第22条 打合せ協議は業務着手時と納品時に主任技術者が出席するものとするほか、中間時の打合せ協議を3回実施する。協議内容については記録し、議事録としてまとめる。議事録は摘録とする。なお、業務の遂行上で必要が生じた場合は、適宜、打合せ協議を行うものとする。

第 3 章 成 果 品

(成果品)

第23条 本業務の成果品は以下のとおりとする。なお電子データについては、発注者が活用できるよう PDF ファイルだけではなく、オリジナルファイル (Microsoft Word、Excel、Powerpoint 等) とし、表やグラフ等は Excel データに別途取りまとめること。

(1) 業務報告書 A4版ドッチファイル 2部

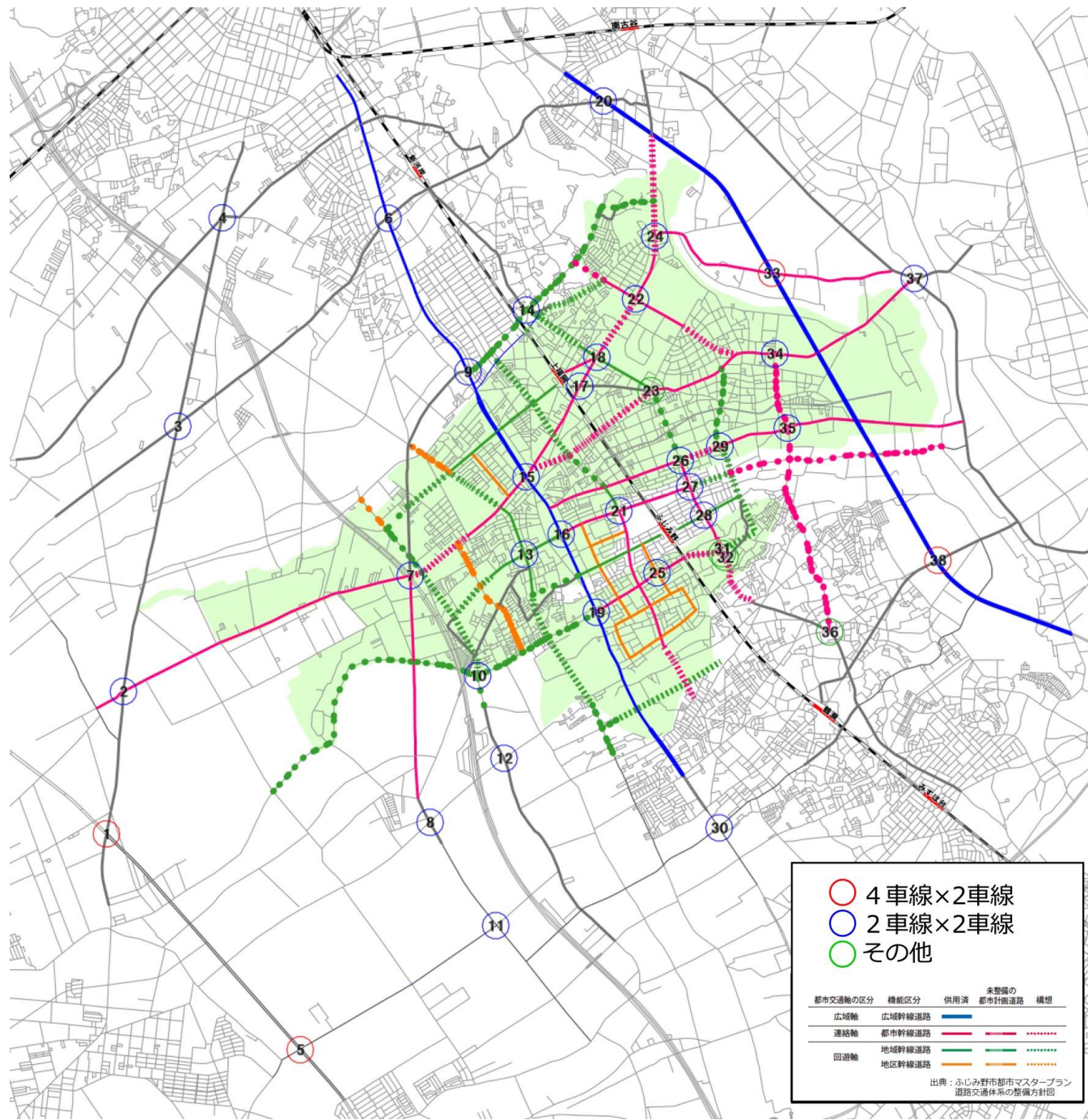
(2) 上記電子データ DVD-R 2部

第 4 章 そ の 他

(その他)

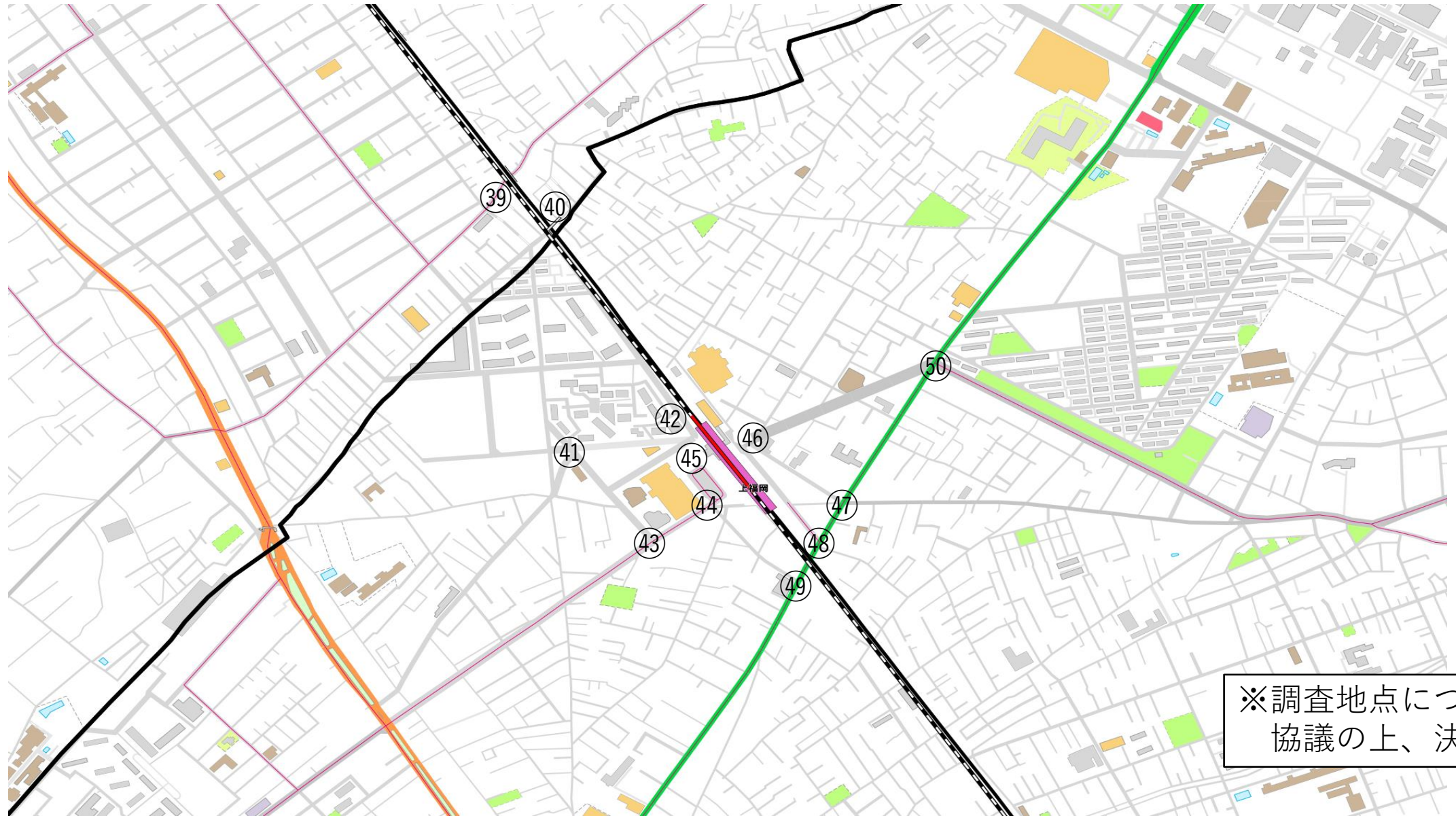
第24条 会議資料、計画書、報告書等は基本的にフルカラー印刷とするが、白黒印刷となっても見えやすいものとなるよう配慮すること。受託者は、本業務に関する文献等の資料や実証段階から実用段階にある先端技術等の情報等を常に収集し、本業務における活用に努めること。成果品に文献資料を用いる場合は、著作権などに留意したうえ、出典等を明記すること。

○参考 平成27年度
自動車交通量調査箇所
(38地点)



※調査地点については、
協議の上、決定する

○参考 平成27年度
歩行者・自転車通行量
(12箇所)



※調査地点については、
協議の上、決定する